

○平取町空き家対策補助金交付要綱

平成31年4月1日

訓令第18号

(目的)

第1条 この要綱は、空き家の有効活用及び解体を促進することにより、移住定住の推進及び良好な住環境並びに町民の安全と安心の確保等を図ることを目的とし、平取町空き家対策補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、平取町補助金等交付規則（昭和51年平取町規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在する、人の居住を目的として建築された住居のうち、現に居住者がいない住宅をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有する者をいう。
- (3) 利用者 過去1年間において平取町内（以下「町内」という。）に住所を有さない者であって、自らが居住することを目的として、空き家を賃借又は取得し移り住む者をいう。
- (4) 改修費 台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根及び外壁等の改修、その他居住の用に供する範囲において、住宅の質の向上のために行う修繕及び設備改修に要する経費をいう。
- (5) 解体費 空き家の解体、解体に係る廃材等の運搬及び処分に要する経費をいう。

ただし、同一敷地内に位置する工作物は含まない。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 空き家の利用者（賃貸借契約等所有権の移転がなされていない場合は、所有者等から改修工事の承諾を得ている場合に限る。）

- (2) 空き家の所有者等

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 空き家を利用しようとする者が空き家所有者等の3親等以内の親族である場合
- (2) 平取町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年平取町条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員である場合
- (3) 補助金の交付を受けようとする者及びその同一世帯に属する者に町税及び公課等の滞納がある場合

(補助対象空き家)

第4条 補助の対象となる空き家は、所有者等が広く一般に対して当該空き家

の情報を公開することを前提とし、事前に町長に対して情報の登録をした物件とする。

2 解体の対象となる空き家は、平取町固定資産台帳に「専用住宅」として登録されている物件とする。

3 この補助金の交付は、同一の住宅につき1回とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる工事は別表に掲げるとおりとし、工事に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が、30万円以上となる場合に補助する。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事に要する費用は補助対象としない。

(1) カーテン、家具、調度品等の購入・設置

(2) 家庭用電化製品の購入・設置

(3) 電話、インターネット等の接続配線工事(更新及び修繕を含む。)

(4) 維持管理、修繕工事(点検、清掃、消耗品の交換及び故障修理)

(5) 冷暖房、シャワートイレ便座、給湯設備等、備品の購入・設置

(6) 障子・ふすまの張替え、畳の表替え等軽微な修繕等

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体からの補助金等を受けた場合は、補助対象経費から当該補助金等の補助の対象となる費用の額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じた額(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、30万円を限度とする。

(補助金の種類)

第7条 補助金は、次に掲げる種類に分類する。

(1) 改修等補助金

(2) 解体補助金

(交付要件)

第8条 補助金の交付対象となる改修費及び解体費は、原則として町内に住所を有する建設業者等が施工する別表に掲げる工事の施工費用とする。

(補助金交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ平取町空き家対策補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて提出し、必要な審査を受けなければならない。

(1) 事業計画(実績)書(様式第2号)

(2) 申請者及び同一世帯に属する者の過去1年間の住所を証する書類(改修等補助金の場合に限る。)

(3) 定住誓約書(様式第3号)(改修等補助金の場合に限る。)

(4) 空き家所有者等と3親等以内でないことの誓約書(様式第4号)(改修等補助金の場合に限る。)

(5) 空き家の使用の権原を証する書類の写し(改修等補助金の場合に限る。)

(6) 空き家の現況写真(工事の施工前の状況が確認できるもの)

- (7) 登記事項証明書等空き家の所有者等と補助対象者の関係が解る書類
- (8) 調査同意書（様式第5号）（申請者が平取町に住所を有していない場合は、現住所地における住民税等の滞納がないことの証明書）
- (9) 空き家の購入又は賃貸借等に係る契約書等の写し（改修等補助金の場合に限る。）
- (10) 前号の賃貸借等の場合は、空き家改修工事承諾書（様式第6号）（改修等補助金の場合に限る。）
- (11) 工事見積書の写し（補助対象工事と他の工事を分離したもの）
- (12) 工事を行う箇所が分かる図面等の写し
- (13) その他町長が必要と認める書類
（補助金交付の決定）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、内容を審査し、その結果を平取町空き家対策補助金交付・不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金変更等申請）

第11条 前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更又は廃止しようとする場合は、速やかに平取町空き家対策補助金内容変更承認（取下げ）申請書（様式第8号）に、その内容が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

ただし、補助対象工事費の20%以内の軽微な変更については、この限りでない。この場合、完了時にその内容が確認できる書類を添付するものとする。

- 2 前項による申請がなされた場合において、既に交付決定された補助金の額を超えることはできないものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の変更又は廃止について、平取町空き家対策補助金変更（廃止）通知書（様式第9号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金実績報告）

第12条 補助金交付決定者は、補助事業が完了したときは、30日以内に平取町空き家対策補助金実績報告書（様式第10号）に次の書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 工事請負契約の写し（工事内容が分かるもの）
- (3) 代金の領収書の写し
- (4) 工事完了写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助の額の確定）

第13条 町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、平取町空き家対策補助金確定通知書（様式第11号）により補助金交付決定者に交付額の確定について通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助金交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、その日から30日以内に町長に対し、平取町空き家対策補助金請求書（様式第12号）により補助金の請求を行わなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第15条 改修等補助金の交付を受けた補助金交付決定者は、補助対象となった空き家を補助金の交付目的に沿って適正に管理しなければならない。

2 補助交付決定者は、当該空き家を第13条による補助金の交付が確定した日から3年が経過するまでの間は、町長の承認を受けずに譲渡、交換、転貸又は解体してはならない。

（補助金の取消し）

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 利用者が、当該補助金の実績報告日から3年を経過しない期間に町外へ転出したとき。

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、平取町定住促進空き家改修事業補助金返還命令書（様式第13号）により、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（書類の保管）

第18条 交付決定者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象となる工事
増築工事	既存の住宅部分の存しない箇所に住宅部分の床面積を増床するための工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更し、住宅部分の床面積を増床させるための工事
改築工事	<p>既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事修繕及び模様替え工事</p> <p>1 住宅の耐久性を高めるための工事で次の各号に掲げる工事</p> <p>(1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の修繕工事</p> <p>(2) 塗装工事</p> <p>(3) 建物の嵩上げ又は床を高くする工事</p> <p>(4) その他耐久性を高める工事</p> <p>2 住宅の安全上又は防災上必要な工事で、次の各号に掲げる工事</p> <p>(1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</p> <p>(2) 柱、はり等に係る有効な補強工事</p> <p>(4) 筋かい、火打ち等による補強工事</p> <p>(5) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事</p> <p>(6) 屋根の葺き替え工事</p> <p>(7) 避難設備、防火設備及び換気設備工事</p> <p>(8) その他安全上又は防災上必要な工事</p> <p>3 住宅の居住性を良好にするため又は住宅の衛生上必要な工事で次の各号に掲げる工事</p> <p>(1) 間取りの変更等模様替え工事</p> <p>(2) 開口部等の設置工事</p> <p>(3) 台所、浴室又は便所の改良工事</p> <p>(4) 建具の取替え工事</p> <p>(5) 壁紙の張替え工事</p> <p>(6) 断熱構造化及び遮音工事</p> <p>(7) その他居住性を良好にするため又は住宅の衛生上必要な工事</p> <p>4 環境負荷軽減に資する工事で、次に掲げる工事</p> <p>(1) 高断熱化工事及び高气密化工事を行う工事</p> <p>(2) 太陽光パネル設置等による二酸化炭素排出量の低減に必要な工事</p> <p>(3) その他環境負荷軽減に資する工事</p>
解体工事	居住の用に供さなくなった老朽住宅等を解体し除去する工事（運搬作業、処分費を含む。）